

議案第 49 号

箱根都市計画下水道事業受益者負担に関する条例を廃止する条例
の制定について

箱根都市計画下水道事業受益者負担に関する条例を廃止する条例を別紙のよ
うに定める。

平成 29 年 8 月 29 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

下水道事業に要する費用の一部に充てるために制定された箱根都市計画下水
道事業受益者負担に関する条例は、下水道整備着手時の特異性から施行から現
在に至るまで負担金の賦課を行っておらず、今後新たに事業着手する区域にお
ける賦課は公平性を欠くこととなるため本条例案を提出するものである。

箱根都市計画下水道事業受益者負担に関する条例を廃止する条例

箱根都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 48 年箱根町条例第 17 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。